



こんな悪質商法に気をつけよう！

利殖商法



必ず儲かる！

電話勧誘で『必ず儲かる』などと偽り、未公開株や海外商品先物取引等を契約させて、次々にお金を出させて高額な取引をさせる。

元本保証のないリスクの高い取引なので大きな損害を被ったり、取引会社と連絡が取れなくなるという被害がある。



絶対儲かります！
値上がり
確実ですよ！



うまい話に要注意、しくみが理解できない取引は契約しないこと。

展示会商法



無料招待！

無料展示会に招待して展示会場に連れて行き、数人の販売員が囮んで着物や宝石を勧めて契約させる。

会場の雰囲気で断り切れず、仕方なく高額な商品を契約してしまう。



とても
お似合い
ですよ～



無料と誘われても行かないこと。

携帯電話の不当請求



クリックしたら登録？

携帯電話に届いたメールに記載されているURL(アドレス)をクリックすると、いきなり登録料等を請求される。



登録料
3万円を
支払え！



契約の確認画面がなくクリックしただけでは契約は成立していないので請求されても支払わない。相手に個人情報を知らせてしまうので連絡はしないこと。

キャッチセールス



声をかけられたら…

街中でアンケート調査などと声をかけて、喫茶店や営業所に連れて行き、商品やサービスの契約をさせる。

別の場所へ連れて行かれると、長時間勧説されて契約するまでなかなか帰してもらえない。



アンケート
調査を
していま～す



声をかけられても相手にせず、きっぱりと断ること。

送りつけ商法

注文していないのに？

注文していない商品を勝手に送りつけ代金を一方的に請求する。

注文した覚えはないのに…



注文していないので支払う必要はない。
14日間保管後は返送する必要もなく処分できる。支払ってしまうとお金は戻らない。

内職商法

在宅で高収入！

『在宅ビジネスで高収入』等と広告で勧誘し、必要だからと高額な商品や資格講座を契約させる。実際には仕事が紹介されないなどのトラブルが多い。

仕事がない…



仕事を紹介する前に高額な金銭負担を要求する業者には注意する。

マルチ商法

簡単に儲かる！

販売組織の会員が、友人などを誘って商品を購入させ、販売組織に加入させるとマージン（利益）が得られる仕組みの商法。

勧誘時の『簡単に儲かる』という話と違つて思うように商品が売れず、多額の借金と商品の在庫を抱えることになる。

商品は売れないし
借金は残っているし…



『簡単に儲かる』という甘い言葉につられないよう。友人からの誘いでもきっぱりと断ること。

特定継続的役務提供

（エステ・語学教室・パソコン教室・学習塾・家庭教師・結婚相手紹介サービス）

体験キャンペーン中！

比較的長期にわたって継続して役務（サービス）を受ける契約。体験キャンペーン中なので割安で受けられると勧誘、契約後の中途解約に高額な解約料を請求する。

解約料が
高すぎる～～



上記6種類のサービス取引については、クーリングオフと中途解約が認められていて、解約料の上限額も決められている。